

No. 1 特別緑地保全地区の決定及び変更に関する案件概要

本市では、「横浜市水と緑の基本計画」（計画期間：平成18-37年度）に基づき、平成25年12月に策定した「横浜みどりアップ計画」（計画期間：平成26-30年度）における施策の一つに、緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の確実な保全の推進を挙げています。

議第1074号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
元石川町平崎特別緑地保全地区	約 1.0ha	

(内容)

元石川町平崎特別緑地保全地区は、青葉区の北東部、東急田園都市線たまプラーザ駅の西約900メートルに位置しており、良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、鶴見川流域の源・上流域に位置しており、樹林地・農地の保全と合わせて、緑地の担保量の向上や里山や谷戸の景観保全を進めるとして

います。また、「横浜市都市計画マスタープラン青葉区プラン」において、市街化調整区域内の樹林地については、協定緑地、緑地保全地区などの様々な緑地保全施策を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を進めるとして

議第1075号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
鉄町稲荷谷戸特別緑地保全地区	約 1.1ha	

(内容)

鉄町稲荷谷戸特別緑地保全地区は、青葉区の北部、東急田園都市線市が尾駅の北西約2.0キロメートルに位置しており、良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の七大拠点のこどもの国周辺地区に位置しており、周辺樹林地を特別緑地保全地区や市民の森などに指定し、保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン青葉区プラン」において、緑の拠点に位置しており、横浜市の緑の七大拠点のひとつとして、青葉区の北西部を中心にまとまって残っている樹林地については、緑地保全地区、市民の森などの様々な緑地保全施策を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を図るとして

議第1076号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
北八朔町中特別緑地保全地区	約 1.0ha	

(内容)

北八朔町中特別緑地保全地区は、緑区の北部、市営地下鉄4号線川和町駅の西約1.0キロメートルに位置しており、良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、鶴見川の源・上流域に位置しており、樹林地・農地の保全と合わせて、緑地の担保量の向上や里山や谷戸の景観保全を進めるとして

います。また、「横浜市都市計画マスタープラン緑区プラン」の市街地の緑のまちづくり方針の中で、本地区は、「農地・樹林地を中心とする地区」に位置しており、市街化を抑制し、農地・樹林地など緑の多い環境を保全するとしています。

議第1077号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
三保町杉沢特別緑地保全地区	約 0.2ha	

(内容)

三保町杉沢特別緑地保全地区は、緑区の中央部、J R横浜線十日市場駅の南東約1.0キロメートルに位置しており、周辺緑地と連続性のある、良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、鶴見川の源・上流域に位置しており、樹林地・農地の保全と合わせて、緑地の担保量の向上や里山や谷戸の景観保全を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン緑区プラン」において、比較的小規模な樹林地や斜面緑地など、将来に渡り保全していく事が望ましく、景観に優れた地区を土地所有者や地域の協力を得ながら特別緑地保全地区などの緑地保全施策を活用し緑地を保全するとしています。

これら4地区について、周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

議第1078号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	菅田町堀上特別緑地保全地区	約 1.0ha	約 0.3ha 増
旧	菅田町堀上特別緑地保全地区	約 0.7ha	

(内容)

菅田町堀上特別緑地保全地区は、神奈川区の北部、J R横浜線小机駅の南西約900メートルに位置しており、良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」で鶴見川流域の中流域に位置し、緑地担保量の向上により、樹林地・農地を保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン神奈川区プラン」において、区内では少なくなった安定し優良な斜面緑地の保全を図るとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成25年7月5日に特別緑地保全地区に指定しています。

議第1079号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	三枚町牛道根特別緑地保全地区	約 1.9ha	約 0.2ha 増
旧	三枚町牛道根特別緑地保全地区	約 1.7ha	

(内容)

三枚町牛道根特別緑地保全地区は、神奈川区と保土ヶ谷区の区界付近で、市営地下鉄3号線片倉町駅の南西約1.1キロメートルに位置しており、良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において市街地をのぞむ七つの丘をつなぐ市街地をのぞむ丘の軸を構成する緑地で、多様な緑地保全施策により樹林地を保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン神奈川区プラン」において、区内では少なくなった安定し優良な斜面緑地の保全を図るとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成24年9月14日に特別緑地保全地区に指定しています。

これら2地区について、周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を変更します。